別紙様式第13号(第6条第8項関係)

神大情報開示第　　　号

令和　　年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者)

　　　　　　　　　　　　様

国立大学法人神戸大学長

令和　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき，下記のとおり，開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1　不開示決定した法人文書の名称

2　不開示とした理由

＊　この決定について不服があるときは，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により，国立大学法人神戸大学長に対し審査請求することができます(なお，決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても，決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。

また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人神戸大学を被告として，神戸地方裁判所又は原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお，決定があったことを知った日から6か月以内であっても，決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

＊　担当課等

国立大学法人神戸大学総務部総務課(〒657―8501神戸市灘区六甲台町1―1)

担当者

TEL

FAX

E―MAIL